

管理委員会の進め方（令和 9 年度以降）について

1 考え方

- ・株式会社北条砂丘風力発電所（以下、「風力発電所」という。）と北栄町（以下、「町」という。）が締結した「風力発電所の安全確保等に関する協定書」に基づき、「安全な維持管理」「安定的な経営」「確実な撤去」に対する事業実施状況を確認する会とする。
- ・風力発電所が公にすることで利益を害する情報等には開示することに制限があるため（北栄町情報公開条例等）、専門的な内容については専門委員が事前に確認し、必要な場合、管理委員会に報告するものとする。

2 進め方

- ①前年度事業の報告を専門委員が事前に確認（～7月上旬）
- ②専門委員の会を開催（7月中旬）
 - *専門委員、風力発電所、事務局（町）が参加
 - *事前に確認いただいた資料について専門委員から質疑を受ける
 - *管理委員会へ専門委員が報告する内容を整理
- ③管理委員会を開催（7月末～8月上旬）
 - *委員、専門委員、風力発電所、事務局（町）が参加
 - *風力発電所から報告を受ける
 - *専門委員から所見の報告
 - *質疑

【参考】

北栄町情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの